

平成25年度から実施される

個人市県民税の主な改正内容

生命保険料控除

の改正

生命保険料控除として、今までの一般生命保険料控除、個人年金保険料控除に加えて、新たに「介護医療保険料控除」が設けられます。

◆平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)に係る生命保険料控除

介護医療保険料控除が加わり、一般生命保険料控除、個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額が2

万8千円となり、す(ただし、各種保険料控除の合計適用額は7万円)。控除額の計算方法は、表1のとおりです。



＜表1 新契約に係る生命保険料控除額＞

年間の支払保険料	控除額
12,000円以下	支払保険料の金額
12,000円超 32,000円以下	支払保険料の金額 × 1 / 2 + 6,000円
32,000円超 56,000円以下	支払保険料の金額 × 1 / 4 + 14,000円
56,000円超	28,000円

＜表2 旧契約に係る生命保険料控除額＞

年間の支払保険料	控除額
15,000円以下	支払保険料の金額
15,000円超 40,000円以下	支払保険料の金額 × 1 / 2 + 7,500円
40,000円超 70,000円以下	支払保険料の金額 × 1 / 4 + 17,500円
70,000円超	35,000円

◆平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に係る生命保険料控除

今までの同様の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除を適用します(それぞれの適用限度額は3万5千円で、合計適用額は7万円)。控除額の計算方法は、表2のとおりです。

◆新契約(平成24年1月1日以降締結分)と旧契約(平成23年12月31日以前締結分)の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除

額の計算

新契約と旧契約の双方の支払保険料について一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の控除額は、次の①および②の金額の合計額(上限2万8千円)になります。

- ① 新契約の支払保険料は、表1により計算した金額
- ② 旧契約の支払保険料は、表2により計算した金額

農業所得申告

平成24年分農業所得申告

農業所得は収支計算で申告してください。

農業所得以外に給与所得などの所得がある方は、各種所得を合算して市県民税の申告をする必要があります。

収支計算をする際の土地改良費について、賦課金が10アール当たり1万円以上の場合は、賦課金に含まれている永久



資産相当分が必要経費として認められません。賦課金が1万円以上の土地改良区等について、控除額を次のとおり算出しましたので、収支計算をする際に、当該控除額を土地改良費の必要経費として計上してください。

なお、この表にない土地改良区等の賦課金は、10アール当たり1万円未満のため、支払った賦課金額を必要経費と

して計上してください(城崎、竹野、但東地域には1万円以上の土地改良区はありません)。
また、支払額の方から領収書等は必ず7年間保管してください。

土地改良費控除額(10アール当たり)

地域	名称	控除額
豊岡	福江土地改良区	経常、事業分 10,505円
	森津土地改良区	一般分 22,263円
		特別分 18,956円
日高	八幡土地改良区	33,172円
	国府平野土地改良区	10,137円
出石	中川土地改良区	田 27,192円
		畑 23,692円
	出石北土地改良区	田 11,608円

新庁舎建設工事の 工期を延長します



▲南側から見た工事現場の様子。現本庁舎の後方から新庁舎の姿が…

3月25日の完成を目指し進めてきた新庁舎建設工事は、不測の事態で工期内の完成が困難となりました。

そこで、工期を延長するための手続きを議会で審議いただき、7月25日まで4カ月延長することになりました。

その内容をお知らせします。

《問合せ》新庁舎建設室 211-9020

新庁舎建設工事は、不測の事態により、工事に遅れが生じました。3月の完成を目指し工事の遅れを短縮しようと努めてきましたが、工期内の完成が難しく、このたび7月25日まで延長することになりました。

周辺地域の皆さんには、工事車両の出入りなど、大変ご迷惑をお掛けしています。一日も早く完成できるよう鋭意努力していきますので、工事の進行にご理解とご協力をお願いいたします。



■工事が遅れた原因は？

建設工事着手後、敷地内に土壌汚染対策法の規定に基づく指定基準値を超えた土壌があることが分かりました。

当時、平成23年7月の同法施行規則の改正まで着手でき

ない工事があり、その間に先行して現本庁舎の改修工事を行うことになりました。

しかし、設計時には予測できなかった躯体の不具合が判明し、現本庁舎の補修工事(予定外)を行う必要が生じました。この補修工事の原因となり、工期内に工事を完了することができなくなりました。

■追加費用が必要なの？

補修工事に係る費用は、工事内容の変更で対応していますので、工期延長に伴う追加費用は発生しません。

■現在の工事の状況は？

7階建ての新庁舎(高層棟)は躯体工事がほぼ完成し、各室の間仕切りなど、仕上げ工事を行っています。

現本庁舎は外装工事が完了し、間もなく足場が解体されます。皆さんに親しまれた、あの姿が戻ってきます。

※工事の状況は、市ホームページ

■完成後の予定は？

新庁舎完成後、8月に全ての本庁部署(健康福祉部、上下水道部を除く)を新庁舎へ移転します。

移転後は、南庁舎、北庁舎、東庁舎別館を解体し、外構工事を行います。



設備工事が進む現本庁舎(1階)



間仕切りのない新庁舎執務室(1階)

ページに掲載していますので、ご覧ください。